

パブリックリソース財団について

個人のみなさまへ

法人のみなさまへ

NPO、社会的企業のみなさまへ



子どもシェルター新設事業 第2フェーズ《 休眠預金活用事業》

● 現在公募中

～虐待などで家に居場所がない10代の子ども・若者に緊急避難と支援の場を～

休眠預金

事業説明

虐待や複雑な家庭環境などにより、安全な居場所を失いながらも、既存の公的支援制度の狭間に置かれ、必要な支援に繋がらない10代の子ども・若者が多数存在しています。

児童相談所による児童虐待対応件数（2023年度：225,509件）や小中高生の自殺者数（2024年度：529人＝過去最多）の増加は、子ども・若者を取り巻く環境の深刻化と、既存の公的システムだけでは救いきれていない現実を示しています。

児童福祉法等の制度は存在するものの、現実には保護されない、あるいは制度の対象外となる子ども・若者が「制度の狭間」に陥っています。例えば、

- ・児童相談所の一時保護所に頼れない・頼りたくない子ども
- ・児童福祉法の対象外である18歳以上の若者
- ・都市部の商業施設周辺に集まる犯罪に巻き込まれる等のリスクの高い子ども・若者

彼らは安全な居場所を失い、孤立し、搾取や心身の危険に晒されています。まさに、人権や権利が守られていない状況であり、意見表明権の保障も不十分です。

行政による取り組み（児童相談所の一時保護、児童養護施設、就職を前提とした支援を行う自立援助ホームなど）は存在する一方で、特に10代後半の子ども・若者にとって緊急避難先として機能しづらく、社会的養護制度の狭間で苦しむ子ども・若者が安心して避難し、自立に向けた支援を受けられる場所は不足しています。一時保護所は都市部で満床になりやすく、個別支援が必要な子どもも多いため、定員だけではニーズを測ることはできません。また、児童養護施設への入所は15歳以上になると難しいのが現状です。

こうした状況に置かれた、特に10代後半の子ども・若者の緊急避難先の選択肢のひとつが、民間の「子どもシェルター」です。

なお本事業は、2021年度通常枠の根活動支援事業（事業期間：2021年11月～2025年3月末）において実施した「子どもシェルター新設事業（第1フェーズと呼称）」の後継となる事業です。第2フェーズとして実施する本事業の特徴は下記の通りです。

- ・実行団体（採択された団体のことを指す）と組織運営に積極的に参画する弁護士のマッチングを支援

基金一覧



ページTOPへ

- ・組織基盤強化を重視した支援
- ・出口戦略として、子どもシェルター運営に活用する制度の多様化

【本事業での「子どもシェルター」の定義】

本事業では「子どもシェルター」を次のように定義します：避難してきた子ども・若者が、緊急避難場所として数日～2ヶ月程度、職員やボランティアスタッフと寝食を共にし、家庭的な生活を送りながら、それまでに侵害された権利を回復し、弁護士、児童福祉司などの専門家と共に今後の人生を考え、児童相談所等と連携して次のステップへと繋ぐ場。

【本事業の資金分配団体の構成について】

本事業の資金分配団体は、「公益財団法人パブリックリソース財団」と「子どもシェルター全国ネットワーク会議」の2団体によるコンソーシアム体制で実施します。

- ・幹事団体：公益財団法人パブリックリソース財団
- ・構成団体：子どもシェルター全国ネットワーク会議



子どもシェルター（イメージ）



子どもシェルター（イメージ）

支援内容

本事業の助成対象

本事業の助成対象は、事業説明に基づく「子どもシェルター」の開設・運営に関する事業です。具体的には、以下のような取り組み等を想定しています。

- ・子どもシェルターの開設
 - ▶子どもシェルターとして使用する物件の確保・改修・整備
 - ▶子どもシェルター開設に際し、子ども・若者にリーチするための広報・周知活動
- ・子どもシェルターの運営
 - ▶子ども・若者が安心して過ごせる家庭的な環境の提供（寝具、生活用品、食事など）
 - ▶自立に向けたサポート（子どもシェルター退所後の居場所や進路・就職等に関する相談・調整、就学・就労支援、生活スキルの習得支援など）
- ・専門的支援体制の構築
 - ▶組織運営に積極的に参画する弁護士（理事弁護士）、子ども担当弁護士（コタン）、児童福祉司、心理士など専門家との連携による権利回復支援
 - ▶個別支援計画の策定と実施
- ・職員やボランティアスタッフの育成
 - ▶子ども・若者と関わる職員やボランティアスタッフへの研修
 - ▶安全管理・危機対応の体制整備
- ・関係機関との連携強化

- ・開設予定所轄庁（都道府県）、児童相談所、弁護士会、女性相談支援センター、社会福祉協議会、家庭裁判所、他シェルターや施設、学校、医療機関、等との情報共有・協働体制の構築

申請要件

子どもシェルターが不足している地域において、主に10代後半の子ども・若者を対象とした子どもシェルターの立ち上げを希望する団体あるいは準備会、もしくは子どもシェルターを運営していたが現在は休止中の団体で、以下の要件を満たすものとします。

- ・困難を抱える子ども・若者の権利回復を目的に、子ども・若者の代弁者として福祉関係者や弁護士らが中心となり、居場所のない子ども・若者たちの緊急避難場所となる子どもシェルターの開設を目指すこと。
- ・児童福祉や社会的養護等の分野において、子ども・若者の支援経験を有する者が2名以上、団体の構成メンバーとして参画すること。

※その他の要件や事業期間中の達成事項等については、公募要領①・②をご参照ください。

助成支援内容

①資金的支援（資金助成）

- ・子どもシェルターを開設・運営するために必要な資金支援（資金分配団体との資金提供契約時～2029年2月末まで）の合計で、1団体あたり上限2,000万円までの資金支援を行います。

②非資金的支援

- ・子どもシェルター立ち上げノウハウの提供。
- ・子どもシェルター立ち上げに向けた計画策定の支援。
- ・子どもシェルター立ち上げ・子どもシェルター運営に関わるノウハウ共有の場の設定。
- ・子どもシェルターの運営に関わる運営者研修、職員研修等の開催支援。
- ・実行団体の組織基盤を強化するための支援、およびそのための外部支援者の紹介・マッチング。
- ・組織運営に積極的に参画する弁護士（理事弁護士）のマッチング。
- ・子ども担当弁護士（コタン）研修、子どもシェルター開設前後の集合研修の開催支援。

③事業の評価支援

- ・実行団体が行う自己評価（事前評価、中間評価、事後評価）の実施にあたり、必要に応じて伴走支援・アドバイスをを行います。
 - ・必要に応じて、評価専門家を紹介・マッチングします。
- ※事業の評価の詳細については、採択後に説明いたします。

応募情報

○応募期間

2025年12月26日（金）～2026年2月16日 12:00

○応募方法

☒ オンライン	☐ 郵送
---	-----------------------------

【申請に必要な書類は下記からダウンロードしてください】

https://publicresources.sharepoint.com/:f/s/msteams_b78c36/lgC1V5apYrG3R5GC2WCZZoJEAUuljwdM5UXH0foxoOfBEtY?e=eCuXN1

①公募要領①・②を必ずご確認ください。

②様式1～8をダウンロードし、必要事項を記入してください。

※様式2と6は、捺印が必要です。

※様式7は該当する団体のみの提出となります。捺印が必要です。

③下記「オンライン申請フォーム」ボタンよりリンク先に移動し、案内に沿って入力をお願いします。

（1）オンライン申請フォームに、必要事項を入力してください。

（2）様式1～8は、記入したものをアップロードしてください。

印刷ページ



ページTOPへ

※様式2と6は、捺印したものをアップロードしてください。

※様式7は該当する団体のみの提出となります。捺印したものをアップロードしてください。

助成プログラム申請受付窓口

[申請フォームの利用にあたり](#)

お問い合わせ

○基金に関するお問い合わせ

応募に関してのお問い合わせは、以下のお問い合わせフォームからお問い合わせください。

お問い合わせは、2026年2月13日（金）12:00まで受け付けます。

お問い合わせフォーム

※個人情報の取り扱いについては、パブリックリソース財団の個人情報保護方針を御覧ください。

[個人情報保護方針](#)

■公募説明会（オンライン）

開催日：2026年1月16日（金）14:00～15:00

申し込みURL：<https://forms.gle/RYA7HJABuY866ohU7>

申し込み締め切り：2026年1月15日（木）12時

お申し込みいただいた方に、ZoomのURLを後日送付いたします。

また、当日参加できない方に、アーカイブ動画を公開します。

■個別相談会（オンライン）

公募要領公開後（2025年12月26日（金）以降）、個別相談を実施いたします（土日祝日を除く）。

申し込みURL：<https://calendar.app.google/hk2JtdzV1561Ppda6>

個別相談はGoogle Meetで行います。

お申し込みいただいたメールアドレスにURLが記載されたメールが送付されます。

個別相談会の実施期間：2026年2月13日（金）12時開始分まで

申し込み締め切り：2026年2月12日（木）12時

■応募に必要な書類のダウンロード

各種資料や様式のダウンロードができない場合は、「kyumin.shelter@public.or.jp」までご連絡ください。

■注意事項

- （1）郵送やメールでの応募は受付対象外となります。必ず上記オンライン申請フォームよりご応募ください。
- （2）本助成事業は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく助成制度です。公募要領①に記載されている事項のほか、休眠預金制度全般に係る各種規定や注意事項等を全て遵守する必要があります。詳細は「実行団体公募説明資料（公募要領②）」に記載されているため、必ず確認した上でご応募ください。

■その他（参考）

2021年度通常枠の根支援活動事業（第1フェーズと呼称）に関する、資金分配団体ならびに実行団体の各種報告書等を公開しているため、適宜ご参照ください。

▶資金分配団体：<https://johokoukai.janpia.or.jp/result/F200117/>

▶成果報告会（動画）：<https://youtu.be/TUO8CUwnurU>

▶実行団体① NPO法人子どもシェルターおるき／高知県

（「児童自立生活援助事業Ⅰ型（認可型子どもシェルター）」を活用）：<https://johokoukai.janpia.or.jp/result/A201070/>

▶実行団体② NPO法人子ども・若者センターこだま／東京都

（「児童自立生活援助事業Ⅰ型（認可型子どもシェルター）」を活用）：<https://johokoukai.janpia.or.jp/result/A201072/>

▶実行団体③ 一般社団法人ラシーヌ／福井県

（「官民協働等女性支援事業」および「社会的養護自立支援拠点事業」を活用）：

<https://johokoukai.janpia.or.jp/result/A201376/>



ページTOPへ